

西条市再犯防止推進計画(案) 概要

1 計画の背景と目的

全国の刑法犯の認知件数は、平成 14 年にピークを迎えて以降、減少傾向にありますが、一方で、刑法犯により検挙された人のうち、再犯者数については減少傾向にあるものの、それを上回るペースで初犯者数も減少し続けているため、検挙人員に占める再犯者の人員の比率(再犯者率)は上昇傾向にあり、刑法犯検挙者の約半数は再犯者という状況にあります。

こうした中、本市においては、国・県との適切な役割分担を踏まえつつ、福祉、医療、保健などの各種サービスを提供する基礎自治体として、市の施策へ再犯防止の視点を反映し、立ち直りに多くの困難を抱える人が、再び罪を犯すことの無いよう、地域社会で共に支え合いながら、いきいきと暮らせる安全・安心なまちづくりを実現するため、市再犯防止推進計画を策定するものです。

2 計画の位置付け

再犯防止推進法第8条第1項に規定する地方再犯防止推進計画として策定

3 計画の期間

令和6年度から令和10年度までの5年間

4 計画の支援対象者

計画の対象者は、再犯防止推進法第2条第1項で定める「犯罪をした者等」とします。「犯罪をした者等」とは、「犯罪をした者又は非行少年若しくは非行少年であった者」をいいます。

5 重点課題

- ① 国・県等との連携強化等
- ② 就労・住居の確保等
- ③ 保健医療・福祉サービス利用の促進等
- ④ 非行の防止及び学校等と連携した修学支援の実施等
- ⑤ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援の実施等
- ⑥ 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等

6 課題に対する市の取組

- ① 国・県等との連携強化等
国・県による情報共有や意見交換等の連絡会議への参加、保護観察所、矯正施設等との連携
- ② 就労・住居の確保等
 - ・生活困窮者への支援、就労支援による就労の確保
 - ・高齢者、障がい者施設入所支援、市営住宅への入居等、帰住先となる住居の確保
- ③ 保健医療・福祉サービスの利用の促進等

- ・民生委員・児童委員による見守り、相談受付、福祉サービスの提供による高齢者、障がい者への支援
- ・精神保健に係る相談受付等

④ 非行の防止及び学校等と連携した修学支援の実施等

補導活動の実施、学校、教育や家庭に関する相談体制の整備等

⑤ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援の実施等

暴力、虐待に対する相談受付及び保護施設等との情報共有

⑥ 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等

社会を明るくする運動等の推進、更生保護団体との連携・支援、人権教育・啓発の推進等

7 関連する計画期間

年 度	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)
国	再犯防止推進計画					第二次再犯防止推進計画					
県			愛媛県再犯防止推進計画				第二次愛媛県再犯防止推進計画				
市							西条市再犯防止推進計画				